

関西 労災・職業病
No. 5 '70・8・20
関西労働者 安全センター 大阪北区菅栄町59 日レコビル2F 岩井会内 TEL (06) 358-2583

\*\*\*\*\*

### 災害源除去をめざす

## 関西労働者安全センターの 強化を

\*\*\*\*\*

編集部

### 関西労働者安全センターの組織化

関西労働者安全センターは7月24日の代表者会議で、この間の若干の組織活動の不足を反省し、センターの趣意書および規約を決定した。この決定により、専従事務局員(3名)を置き、暫定的な事務所を大阪市北区に設置し、8月中旬より、情報交換・会員獲得・共同斗争の大々的な組織活動を展開しつつある。

また、第2回関西集会の大会決議にもとづく「京大の施設解放」の斗いは、このほど関西労働者安全センターと京大総長との間に協定書を交すにいたった。この協定により、京大内に労働者、住民の京大への諸要求の正式窓口として一室を確保するという成果を得、現在、京大安全センターの学生・研究者諸君が窓口を自主的に管理している。

### 七四春斗後の情勢

七四春斗以後、関西労働者安全センターに結集する労働者、学生、研究者、活動家の労災・職業病斗争は全関西に拡大している。斗いは新たな特徴をもって展開しつつある。

第一に、労災犠牲者への救援活動の新しい高まりである。最近の例として、じん肺(管理4)被災者・山口さんの遺族への労災認定の斗いがある。労基局の「私病死(胃癌)」をはねかえし、京滋じん肺患者同盟、全金京滋地本、国労新幹線保線所支部、京大安全センターらが支援し、二度にわたる労基局との交渉で、じん肺死を認めさせている。現在、この斗いを契機に労基局による反労働者性を徹底追及するとともに、埋もれた労災犠牲者への支援体制を強化しつつある。

第二に、労災・職業病斗争をバネとした地域の共同斗争の前進である。全金の三豊工茅支部と、岩井計算器センター支部による神奈川資本への共斗、ギマン的な破産法攻撃に対する全港湾桜井分会と全金三豊支部の交流と共斗、じん肺行政への国労新幹線、全金京滋、京滋じん肺患者同盟らの斗いは、組織、地域の枠をこえて発展しつつある。これらの運動は現在、関西労働者安全センターの組織強化をはかる新しい潮流をきづきつつある。

反面、資本・支配階級は、刑法改悪、産業医大構想をもって、労働者を強引に労使協議路線にひきつりこもうと今している。斗いをめきにした労災認定のみにすがりつく路線はもはや資本家と同じ土俵の内の斗いでしかない。

災害源除去をめざす関西労働者安全センターに結集し、共に運動の組織強化をはかる。

X X X



関西労働者安全センター  
専任事務局員からの報告

関西労働者安全センターの  
組織強化を  
総力をあげてはかるう

7月24日、関西労働者安全センター代表者  
会議は、これまでのセンターの運動に組織性  
が不足していた事を反省、今後の組織強化に  
「関西労働者安全センター総意書並び規約」  
を決定しました。

趣 意 書

関西労働者安全センターは労働災害、職業病、公害の絶滅をめ  
ざす労働者、地域住民、科学技術者、学生の共同組織であります。  
今日、労働災害、職業病は、すべての職場に激発し、年間百七  
十万人を越す労働者が、災害によって殺され、重軽傷を負わせら  
れ、又、「職業病のない職場はない」と言われるまでも無数の職  
業病が日々労働者を苦しめています。さらに公害は「緩慢なる殺  
傷行為」として地域住民、農民、漁民の生命と生活を破壊しつづ  
けています。

しかもなお、支配階級は、労働災害・職業病・公害の元凶とい  
うべき、金儲け第一主義・合理化を進め、かつ、労働災害・職業  
病職場を下請化させています。そのためおびただしい下請・末組  
職労働者が悲惨な犠牲者となっているのです。例えば、日本の企  
業は国内だけでなく南朝鮮や東南アジアに進出し、現地労働者を

一日三百円という低賃金で酷使しながら、劣悪な労働条件の中で  
命をも奪い、さらに有毒物質をタレ流し生活環境の破壊をも当然  
の如く行っているのです。

これらの労働者殺し、労働災害・職業病・公害の根源は、明ら  
かに、資本主義体制下の、「金儲けのための手段を選ばぬ生産方  
式」にあり、そのための「人命無視の合理化」にあります。又、  
この非人間的生産様式や合理化を進め、交えるものとして、現代  
の科学技術は生み出され、巧みに人民を支配してきた事を忘れる  
ことはできません。

私達は、労働災害、職業病、公害を絶滅する闘いをすすめるに  
あたって、災害犠牲者とその家族の闘争の支援と組織化に全力を  
つくすと共に、この職場や地域にも、二度と悲惨な労働災害・職  
業病・公害の犠牲者が発生しないために「災害源と公害の除去」  
の闘いを職場や地域で進めてゆき、そして、今まで、労働者、住  
民の生活に敵対しつづけてきた現代科学技術を批判し、正に人民  
のための新たな科学技術を創設せんがための闘争を展開しようと  
思っています。

こうした、労働者、住民の生活と生命を守る闘いの中から、全  
関西・全国の共に闘う仲間の連帯を深め、新たな運動の潮流をつ  
くりあげるために努力します。

規 約

- 一、名称 関西労働者安全センターと称す。
- 二、目的、(1)労働者・地域住民・科学技術者・学生の相互の共同  
体制を確立し、労働災害・職業病・公害を絶滅する。

(ロ) 災害犠牲者及びその家族の救援と闘争の組織化をす  
 ずめる。

(ハ) 災害源除去のための労働者の闘争を地域・職場です  
 ずめる。

(ニ) 労働者・住民の生活に敵対する現代科学を批判し、  
 闘う科学者技術者の闘争を組織し、労働者・住民の立  
 場を立つ新たな学問創設のために奮闘する。

三、事業 目的を達成するための諸活動を行う。  
 四、組織 趣意書と目的に賛同する団体及び個人をもって構成す  
 る。

五、役員

(イ) 運営委員会若若干名

(ロ) 事務局員若若干名

(ハ) 事務局員一名

事務局次長若若干名

(ニ) 会計一名

(ホ) 会計監査二名

六、役員選出 加盟する団体及び  
 個人をもって構成する  
 総会にて選出する。

七、会議 総会 運営委員会

八、会費 団体一口 一〇〇〇円  
 個人一口 二〇〇円  
 (毎月額)

この規約の改正は総会にて行う。

関西労働者安全センター  
 暫定事務所案内

場所・大阪市北区菅栄町59  
 日レコビル2階 岩井会内  
 TEL (06) 358-2583  
 午前9時～午後6時にあります  
 ※岩井会は戦前の無料診療所の運動を  
 に身をささげられた岩井弼次先生を  
 記念して設立されたものです。

。センターの暫定役員決まる。

7月24日の代表者会議は、組織強化を給力をあげてはかること  
 を確認し、次回の総会(75年1~2月予定)までの当面の役員と  
 して以下の人員を選出しました。

運営委員 八田・小城(京滋)、豊田(北摂)、林(南大阪)

事務局員 藤井・山下(阪神)ら計30名

河合(京大安全センター)、高橋(機防紙編集部)ら計10名

会計 西川(専任事務局員も兼ねる)

なお 関西労働者安全センターに加盟する全ての組織にこの暫  
 定役員の評承を求めました。

。センターの組織強化に向け共同作業を。  
 8月にはいってから、専任事務局員を中心に、関西労働者安全  
 センターへの会費獲得、月25万円目標の資金集め、暫定事務所づ  
 め(9/8時)、機防紙発行体制  
 の確立をすすめています。

会費獲得については、みなさん  
 に「関西労働者安全センター趣意  
 書並びに規則」および「会員加入  
 票」を送っておりませんが、センタ  
 ーに結果せんとする全ての人の共  
 同作業として、会員獲得などの組  
 織強化をすすめたいたいと思いたすの  
 で、連絡、支援よろしくお願いま  
 す。

(専任事務局員)

## 京大安全センター

### 「窓口」を確保す



(京大安全センターニュース版より)

昨年(昭和35年)の11月18日に関西労働者安全センターをはじめとする数多くの労働者が京大につきつけた要求書に対し、去る7月11日付で京大総長より回答がありました。その回答の骨子は次の様になっています。

一、労災・職業病・公害の問題は京大にとっても重大な関心事であり、教育・研究に反映させていきたい。  
二、職場環境調査等の直接的・具体的な要求に対し組織的に応じることはできない。

三、この種の問題に深い関心をもって活動している学生諸君(つまり京大安全センターのこと)の活動に、私と専門教官有志が可能なかぎりの協力をしていきたい。  
※この「協力」のはじめとして京大安全センターに部屋を与えている。

この回答をもっと具体的にするとこうです。「労災・職業病・公害に關しての京大への要求は、京大安全センター(学内に事務室と電話がある)に持ちこんでもらいたい。そうすれば彼らが必要をうけて適切な対処をします。大学としては、総長と各学部代表の顧問を筆頭に、彼らに対し助言をしたり、器材の貸し出し、施設の提供をする等の援助・協力を惜しみません」と総長が見解を表明しているわけです。

我々京大安全センターは従来より大学の毒物タレナガシを糾弾する闘いを通じて、これまでの大学の教育・研究を批判し、反労災・職業病・公害斗争の中から労働者・住民のための科学を創り出そうとする活動を続けてきました。

今回の総長回答は、労災・職業病・公害の問題を教育・研究に取り上げなければならぬことを認め、そうした意味で我々のこれまでの活動を評価し、我々の活動に援助と協力をしようという意思表明なのです。

もちろん、すんたたりとこの回答が出たわけではありません。当局をおいとみながらもこちら側もだいたい歩を進めました。そこで8ヶ月にわたる交渉でどのよりなことが重大な争点となったかを明きらかにして、今後の闘いの課題が何であるかをはっきりとさせておきたいと思えます。

#### 「窓口」獲得までの経過

##### 交渉の争点

この回答をうるまでに、11・18要求書を提出して以来約8ヶ月の間何回となく交渉をくり返してきました。そして今それらの交渉をふり返ってみると、4月11日に兵庫・大阪・京都・滋賀から労働者が結集して、京大当局に抗議行動を行ったことが何よりも交渉を進展させる原動力となったことがよくわかります。つまり4月11日までは、労働者と我々の代表が、従来の大学の教育・研究を批判し、労災・職業病の絶滅に向けた教育・研究を強く要求したが、当局は「検討する」とはいいなながらもその批判と要求の重大さを充分に理解できていなかったと言えます。ところが、百人をこえる労働者が時計台の中へおしかけ激しく怒りをつきつけ

たことによつて（京大はじまつて以来初めての出来事）よりやく労働者の批判と要求がどれほど真剣で重大なものであるかということを理解したよりです。このことはそれ以降の大学当局のとりくみ方が真剣になり、交渉が具体的に進展していったことが明らかになっています。

第一期

（四八年一月一七〜四九年四月一日）

署名と共に要求書提出（要求書の内容は「関西労災・救養病」二号を参照）

労働者の主張

- 実験廃棄物 Ⅱ 毒物タレナガンに染毒されるように従来の大学の教育・研究が労働者に敵対してきたことを、数々の具体的事例をあげて批判し、今後労働者の要求に応援、労災・救養病の絶滅に向けた教育・研究を開始することを要求
- その第一歩として、労働者の直接的、具体的要求を受け入れるための「窓口」を設置せよ

当局の対応

- 労働者の要求を認め、原則としてその要求を受け入れることを表明する
- ただし、従来の教育・研究に対する批判と要求の正当性・重大性は十分に理解できず。
- 当面、暫定的に「窓口」を設置し、この暫定窓口の運用を通して「窓口」のあり方を検討していく。

第二期

（四九年四月一日〜七月一日）

労働者の要求

- 電話・部屋等の物質の保障された正式窓口を早急に設置せよ
- 4・11の抗議行動を通じ労働者の批判と要求の重さを理解し

窓口の具体的な検討をすすめる。

- 現行の大学運営体制では、何々の要求毎に機随決定し、組織の構成員である教官に分析などをやらせる。というよりなことはできない。しかし、かといって労働者の要求の重大性を考えれば放置しておけない。

ここで「現行体制で労働者の要求に対処するためにどのような体制をくむか」が双方の重大な争点となった。当局は「現行体制では何もできない、京大安全センターの諸君にやってもらいたい」と責任逃れをしようとした。しかし、「安全センターの活動を援助し保障すること」が当局の責任であり義務であることを認めさせ、前述したような回答ができていった。当局にこの責任を認めさせたことが、今回の回答の最大の成果なのであります。

京大安全センター  
案：内：図

今出川通り

東山通り

（住所）  
京都市左京区吉田本町

（電話）  
075(751)2111  
(内) 7922

労働・職業病と闘う

第二回関西集会で、われわれの闘争の基本方針の一つとして、労基法、労働安全衛生法などの諸立法および労働基準局などの諸機関の反労働者性を暴露し、労災認定・補償の拡大をはかる事が確認された。現在、京都・滋賀において、この方針が関西労働者安全センターに結集する部分で実践され、センター全体の運動潮流となりつつある（編集部）

京滋における  
労基局への共同斗争

全金三豊工業支部

Kさんの認定斗争



神鋼資本の労働者切り捨て破産攻撃と闘い続ける三豊斗争、その中でも重要な労働職業病の闘いがある。それは、糧会社神鋼資本に対する一切の責任追及と同時に、資本とゆ着して労働者を切り捨てた労働基準行政科擲の闘いでもある。

S 43年12月に被災したK氏は、S 46年9月に労基署と会社強制の指示で整作業についたところが「労災を打切る」と言われ、本人が抗議していったん延期させた。しかし、S 46年12月、突如、労災を打切って金を送ってきた。本人は、「金はいらぬ、身体をおおしてくれ」と労基署へ金を返しに行った。すると、当局は「金を返しても仕方がないから再発申請を」と、指導したので本人もよくしてくれるものとの期待をもってその指示どおりにやった。そして、一年後のS 48年1月に本人の申請は却下された。し

かし納得がゆかず、労基局へ再審査請求。〃 参与会の多数意見では棄却が決定的〃との状況の中で、本人は「入院しておいていのに労災を打切られているのはおかしい」と訴え続けていた。S 48年8月、三豊斗争開始から毎月行っている三豊労災対策会場でこの問題がとり上げられ、京大安全センターが調査を開始。その結果、

- ① 治砂認定が行われた時点のデタラメさ
- ② 打切り補償請求書の署名捺印は本人が行ったのではなく、会社総務係が勝手に行ったものである事が判った。また、資本と当局のゆ着ぶりが会社の帳簿から明らかになった。（その一例、労基局・署の幹部が転勤移動する際は必ず資本の側が賤別として一定の金を屈けている）

以後、S 48年10月から滋賀労基局との交渉が開始され、処分白紙撤回と再発認定を要求し続ける。同時に、当局の行っている検診のみでは不十分と、京大病院に対する検診要求とその実現をからとる。S 48年5月まで10回以上も労基局交渉を行なった。その中で当局は、「打切りについて不勉強な点があった事に認めめるが、それくらいでは撤回にあたりない。不服があるなら中央審査会・行政訴訟と法的手続きをとれ」と居直った。同様に「撤回するもしないも原処分をした労基署長のハラ一つだ。」と責任転嫁。我々はその署長と交渉の約束をしたとたんその署長を転勤させる等々、被災者を2年余クライまわしにしたのと同様、我々にもその手を使って交渉での確認事項を二転、三転させて逃げ切ろうと画策した。我々はこの悪どいやり方に対し、「もうだまされたい。局長の責任で今までの関係者が一堂に集る場をもって

交渉を行え」と要求し、その実現をからとった。

そこで明らかになつたのは、今までの交渉で当局はそれぞれの者がその場逃れの発言をしてごまかし、都合が悪くなると次の交渉にはその者を出席させないでいたのが、関係者全員が集つたので、我々から徹底した追及をうけると、彼等はチグハグを答弁しかてきなかつた。そして、ついに5月31日の大衆抗議交渉にて「本人の要求にそりよりにする」事を確約。6月17日「原処分庁の労災休業補償をしないとの処分を取り消す」と決定、「K氏をS46年12月にさかのぼって労災扱いにする」事を認めた。

### じん肺患者山口さんの認定補償斗争

一方、京都労基局は、じん肺管理4・山口氏の死因が「胃ガンである」との一医師の診断のみをとり上げ、遺族の意見を全く無視して申請を却下していた。再審査請求の際も全くデタラメな口実で遺族をだまして審査請求を取り下げさせていた。この事実をじん肺患者同盟が知って抗議を行いようやく再審査にのせなければ彼等はこの再審査をも棄却との決定を下した。

7月4日、国労新幹線の仲間30人を先頭に、全金京滋、じん肺患者同盟・京大安全センター・関西労働者安全センターが大衆抗議交渉を行った。我々の追及の前に、彼等は一切の反論も出来ずおろおろと動揺して「次回は局長の責任で一切の關係者との交渉をする」と約束させた。

7月25日、遺族を含めた前回交渉メンバーが再び大衆抗議交渉を行い、その場にて「棄却と判断した決定書は無効であり、8月10日までに遺族の要求どおりにする」と確認させる。同時に審

査官が今まで切り捨てた労働者の決定書を全部出させて、当局により請求を却下され、圧殺されて行った人々に対しての責任追及を開始した。

### 労基局への共同斗争のもつ意味

三豊斗争・新幹線じん肺斗争の中から、労働基準行政のギマン性とその本質を若干なりとも明らかにしてきた我々は、たゞ単にK氏、山口氏の個別の問題としてこれらの闘いをとらえるのではない。資本と一体となって労働者を切り捨て圧殺してきた行政の本質をより大きくえぐり出し、白日の下にさらし、労働者の要求にこたえねばどうにもならない状況を作り出すために、今後もより強力な闘いを各地で開始しなければならぬ。

また、これらの闘いが明らかにした事は、今まで当局が主張し労働者の側でも、ともすれば「そうせざるを得ないのかなあ」と思いこまされていた「法的な処分や決定には、中央審査会や行政訴訟など法的な措置にて対応する」という、いわゆる「ルール」を直接暴力行動にて打破る事が可能であるとの道を切り拓いた事である。

そして、このことを可能にしたのは、研究者、医師・学生等（京大安全センター）と労働者との共闘であり、大衆的直接抗議行動であった。

これらの行動・斗争こそが労働基準行政の本質（労働者の保護と口ではとなえているが内実付、資本と一体となって労働者の切り捨てを行っている）をバクロし、彼等によって切り捨てられて行く労働者をなくす第一歩である事を実際に証明した。

職場・地域・学園から

\*\*\*\*\*

編 集 部



北部九州

労働安全センター(渾)

結成さる

「北部九州にも労働者安全センターの結成を」と、このほど三菱化成黒崎工場では紀井さんの労災闘争を2年間にわたって闘ってきた人々を中心に、運動がすすめられている。

7月14日、北九州市黒崎で、北部九州労働者安全センター(渾)結成大会が開かれ、九州、中国、関西から約百名の労働者・研究者・学生は参加。

集会は三菱化成の村田久氏の基調報告、CO裁判闘争の松尾さんの報告、新日鉄肺ガン闘争報告、川崎製鉄肺ガン闘争報告、困窮しん肺闘争報告とスライド説明。関西労働者安全センターアピール。簡易保険局の頸腕闘争の報告、等がたされた。集会参加者はそれぞれの報告を熱心に聴き入っていた。

六時から三時間半にわたって A、科学技術者の闘争、B、職場の労災闘争闘争。C、地域住民闘争との結合 の三つのパ

神鋼資本への抗議斗争に参加す



全金三豊支部へ不当な破産攻撃をかけている神鋼資本は、今年2月に全金に加盟した岩井計算センター支部・神鋼本社内分室分会に不当な閉鎖を行なおうとしている。

岩井計算センターの労働者は、劣悪な労働条件のもとで、パンチ労働者に多い頸肩腕症候群などの職業患者が発生。この神鋼分会でも、職業病絶滅と劣悪な労働条件改善の要求を行なうべく、組合運動をくんでいた。

6月からの暴刀ガードマン増員と暴行事件・凶行拒否というたびかさなる不当労働行為に対し、7月26日、全金兵庫地本、大阪地本、京滋地本は神戸で統一抗議行動を行なった。この日、約二百五〇名の労働者が結集、関西労働者安全センターからも多数がかけつけた。

神鋼も神鋼フレンドラーも、門を閉ざし、バリケードをつくり、内部の労働者を煽り、私服警官20名と暴力ガードマン40名を動員。だが、不当な神鋼のやりくちに怒りを燃していた労働者、われわれは神鋼正門前で集会をやりぬき、神鋼フレンドラー正門までの実力デモを私服警官の妨害をはねのけて行なった。

神鋼と権力は労働者の力に恐れおののき、すでに機動隊を派遣させた。だが、逆に労働者やわれわれによって機動隊員らは追及される始末。濃の町に全金労働者を中心とする団結のこぶしがつ



大阪労災職業病対策会議の組織化に支援を

南大阪では現在、港湾の荷動きの遅慢さもあって、問題視する被害は減っているが、その中において、対策会議に参加する全職場とも組合員に安全意識の高まりと資本に安全対策を義務づけた。現在、全造船佐野安の〇〇さん（じん肺）、全金大阪金属加工の〇〇さん（職業性聴覚）、M保有園の保母Yさん（腰痛をど）、全金田中機機友誼の下さん（腰痛）などの認定補償斗争に関わっているが、対策会議には、労基局や企業などとの交渉時に必要ない医学的および法的知識の不足がめだち、医師・医学生・弁護士、法学生の支援を望みます。

また、南大阪地区での労組・労働者に対策会議へのオルグを開始しているが、人手不足きみ、活動家諸君の参加を望む（は）

2. 学その

労働安全衛生法批判（中）

四、対人保安思想

安全衛生法たる膨大な法規の中で最もさわつた思想的な変化は、安全衛生法第六一条衛生規則、六八条における就業禁止規定にある。六八条二項「精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他火に害を及ぼすおそれのある者」という規定である。

旧来の労基法五一条にもうづく安全衛生規則では「精神分裂病そりうつ病、麻痺性痴呆、その他の精神病の患者であつて就労することが不適当な者」をかかけ、「労働のために病勢が著しく増進する者」と別扱いにわけていた。

代表者会議、激励・抗議電報す

7月24日の第2回代表者会議の席での決定に従って、以下の3通の激励電報・抗議電報を「関西労働者安全センター」を発信人として打ちましたので報告します。

全造船機械佐野安分会への企業・警察権力一体となつた弾圧解散攻撃に抗議し、分会の不届の誹への支援としてV ※激励先〇〇全造船機械佐野安分会。 ※電文〇〇資本の弾圧に屈せず、強固を團結で斗う労働者カンパレ。 ※抗議先〇〇佐野安R取締役社長 ※電文〇〇労働者をたぬるな。 A全芝河氏ら南朝鮮人民・学生・日本人らに對する不当な判決に抗議するものとして、大阪総評よりの要請に基づくV

※抗議先〇〇東京韓国大使館 ※電文〇〇南朝鮮愛國者を即時釈放せよ。 (7・25 事務 局)

(文責) 尼崎労働協 山下・清水・足達)

旧来の労基法五一条も、精神病者の差別排除の思想的よりどころにされたことはいりまでもない。しかし、改「正」安全衛生法は「おそれ」一般の事業主判断によって労働者が就業禁止しえらるという恐るべき根拠を生み出している。

この内容は、刑法改「正」保安処分新設の先取的導入である。いったい、この「精神障害」とは労働衛生では何を意味しているのだろうか。

災害頻発・産業不慮といわれる、けがをよくおこしたり、仕

事になじめない、生産性に協力しない等々の企業にとって邪ま者を示すものである。このよきな労働者を「精神障害にする」事により差別・分断排除を持ちこみ、あたかも、企業活動の正常妨害因子であるかの考えを労働者に植えつける役目をはたすのである。

差別・分断合理化の中で傷つき、倒れる労働者が何か個人的な要素でおこるかのとき印象を学問的に粉飾し、それをもって「精神障害」とレッテルづけし、危険要素ともなし、予防的に排除してゆく、これが対人保安衛生の思想に外ならない。

### 五、差別・選別と保安思想

この考えは天からふってきたわけでも、地からわいてきたわけでもない。発生の根拠は労働条件そのものにある。

独占資本にとっては、あらかじめ発生する「許された危険率」を合法化するため、発生災害者に対し、なりふりかまわぬ規定をおしつける。災害懸念傾向、産業不意感、災害不注意等、タダの言葉で労働者をあざむけるならこれほどありがたいものはなかる。

職業性疾病、これが、この数年來ふえてきております……

(中西労働省安全衛生部長、月刊いのち93) このよきな激増職業病は、資本の中ではありとあらゆるレッテル、総じて「精神障害」化されているのである。

現場における職業疾患は、差別選別の中で再生産され、六八条に示されるイデオロギーの中で排除されてゆく。これが、安全衛生法の思想的成果であり、支配階級の安全衛生の基本的な考えである。

朝から晩まで同じ細かい仕事を強いられる労働者にとって「頭にくぬ」ことが「異常」であろうか。頸腕症、交代勤務障害、監視労働によって心の奥まで破壊され、「頭にくる」労働者が「異常」であろうか。

労働安全衛生法六六条は、特異な日本資本主義のこうした強搾取、強収奪をほしのままにする労働者の心の破壊をあたかも当然とし、破壊されつくした労働者の排除を当然かのごとく正当化する対人保安思想に標準労働力偏位の排除を予防的に可能にする内容に外ならない。

一見、近代主義的言辭にちりはめられた法規は、一皮めくればおそるべき反動的な思想に満ちたものであることを見抜かねばならない。(つゞく)

### 資料紹介

労働安全衛生法批判(上)

山下・清水・足達

(関西労災・職業病 版4)

歪められた

日本の公衆衛生

小木和孝

(「労働安全衛生管理と保安」)

産業衛生の立場から

みた労働安全

小木和孝

(「賃金と社会保障」)

一、はじめに

危険労働と結びついた有害物質・毒物の危険を知ってゆくのは多くは誰かがやられたことをきっかけに知ってゆく。例えば、手がある、喉がでる、のどが痛い、頭が痛い、ぶったおれたなどの所から知ってゆくことが多い。少年や少女達がシンナー遊びで死んだり、雇人同様になつたりするとマスコミもさわくし、警察もとりしまる。しかし、労働者が同じように、シンナーで体を犯され、蝕ばまれても、死ぬまで問題にされない。

有機溶剤は毒物である。恐るべき毒物がどのように労働者の体を蝕ばんできたか、その歴史は、毒物死の歴史によって知られてきたのが現状であるといえる。

二、有機溶剤中毒の歴史

第二次世界大戦以降、昭和三十年代前半にいたる中毒の歴史は二硫化炭素中毒の歴史であった。いわゆる精神分裂病を含む精神神経障害の発生は、後日、二硫化炭素中毒であることが判明した。その間被災者は、精神病者として精神病院にぶちこまれ、実に悲惨な状態におかれた。現在も、このような重毒な症状は減っているが、低毒性長期暴露で糖尿病類似症としての障害を欠いていない。昭和二〇年から三五年にかけて東京と大阪で代表的な有機溶剤中毒であるベンゾール中毒によってたくさんの方が死者が出た。骨髄を

侵かされ貧血で死んでいった労働者の多くは、中毒ということより、個人の病氣としてやみからやみに任うむられ、統計に出たのは氷山の一角であった。

ベンチシン・ペークナフチルアミンなどの発ガン物質にしても、労働者の多くの死をもって始めて使用禁止されたにすぎない。

このように、ほとんど予備実験もなく、産業投入され、死者の多発と、障害の多発によって遅ればせながら、使用禁止してゆく姿こそ、今日の有機溶剤中毒の歴史であり、労働者は完全にモルモット化されているのである。

次から次へ産業投入される毒物に対し、ようやく労働省が腰を動かしたのが、昭和三五年の「有機溶剤中毒予防規則」(安全衛生法の改正で若干の手をおし)でありますが、この法令規則が、有名無実なのは、現実到现在まで、多くの中毒発生があとをたたないのをみれば一目りより然でしよう。

三、石油資本は人を殺す

石炭から石油にエネルギー転換を行ったのは昭和三十年頃といわれる。

職場に、トルエン、キシレンがうなぎ昇りに投入されたのはこの頃からで、昭和三六年より、トルエンで約九倍、キシレンで五十倍の生産指数が十年間でのびている。

資本主義は、ころんでもたぐでおきない。けつの毛までひきむしるとはこのことで、石油ナフサから得るものは、なんでもかんでも利潤として利用する。このように石油から得た有機溶剤は、その安全性に対する予備試験などというまでもなく、安かろう、

悪かろう、もうかろうでどんどん使われてゆくのである。

#### 四、資本主義は毒部を必要とした

石油資本は華やかなエネルギー源と同時にこのような毒物を生  
産し労働者を蝕ばんできた。しかし、溶剤が大量使用されたのは  
従って大きな理由がある。

① 合成樹脂工業のめざましい発展によって、樹脂をとかし、  
塗装したり、接着するのに溶剤が必要になったこと。

② 機械金属工業の加工部品を大量に速かに仕上げたため複雑  
な組成をもつ切削油や防錆油が使われ、これらの部品を組立たり  
表面仕上げするのに、その油をとるのに性能のよい溶剤の使用が  
要求されていること

③ 耐久消費材や機械装置、建築装備への塗装による表面仕上  
げ作業がふえ、顔料溶剤が使われたことなどです。

石油化学工業は、こうして津々浦々まで、製品販路を求め、溶  
剤使用現場を拡大しており、とりわけ、下請企業の中に有害危険  
労働を強請さしており、安全衛生法などど吹く風とばかり溶剤  
使用の拡大を広め、多くの労働者の被災を生みだしております。

有機溶剤中毒の発生は、資本主義生産のエネルギー転換とそれ  
を必要とした生産様式に規定され、下請企業の中に投入され、労  
働者階級の数多くの死者と犠牲の中で取り立ってきた歴史にある  
といえるのである。(つづく)



又 貴 山下(尼崎労働協) 足達(京大労働研)

### おしらせ

- 尼崎地区労災・職業病と闘う交流集会
    - 日時 8月29日(木) 午後6時30分より
    - 場所 尼崎労働福祉会館(阪神尼崎下町北へ800m)
    - 連絡 尼崎労働者健康協議会 TEL(06)492-0250
  - 関西労働者安全センター合宿
    - テーマ 安全センターの組織強化にむけて  
第3回関西集会のもち方 など
    - 日時 9月7日(土) 午後5時~8日(日) 午後3時
    - 場所 全港湾沿岸カネカ分會事務所 TEL(06)552-1921
    - 連絡 センター暫定事務所 ※合宿参加者は必ず連絡を
  - 全日本医学生ゼミナール
    - 日時 9月22日(日)~23日(月)
    - 場所 京大医学部
    - 連絡 京大労働研 TEL(075)751-2111(内4492  
第2分科会(反公害・医療運動)に参加しよう)
  - 関西労働者安全センターへの連絡は  
暫定事務所に集中を
- 大阪市北区菅原町5-9 ビル2F若井会内  
TEL(06)358-2583 (午前9時~午後6時)

### A 編集後記

関西労働者安全センターはよりやく、事務局体制を確立し、今  
後、強力に組織活動を展開しようとしています。今後、この機関  
紙の編集部も事務局にはいります。

今号では関西、京大の事務局の設定、今後の組織活動の必要性  
を中心に編集しました

関西労働者安全センターは現在、会員獲得をすすめています。  
連絡・紹介など事務局までよろしく (編集部・高橋)